

「こどもの権利条約」を知っていますか？

「こどもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約には、世界中のこどもたちが持っている権利とそれを守るために人々がすべきことが示されており、こどもの権利を尊重し、その権利を社会全体で保障するよう最大限努めることが定められています。

令和5年4月に施行された**こども基本法**は、日本国憲法およびこどもの権利条約のいわゆる4原則である「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえた規定となっており、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

「こどもの権利条約」4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)	こどもの最善の利益 (こどもにとって最もよいこと)
すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。	こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)	こどもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)
すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

堺市子ども青少年の育成に関する条例

堺市では、おおむね18歳未満を「子ども青少年」と定義し、社会全体で子ども青少年をはぐくむ環境整備をすすめるために、条例を制定しています。この条例には子ども青少年自身の心がけと、子ども青少年をとりまく大人たちの行動指針を示しています。

(条例は堺市ホームページよりご覧になれます)

問合せ ▶ 子ども企画課

こどもまんなか社会の 実現に向けて

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こどもや若者にとって一番いいことが何かを考える「こどもまんなか社会」の実現が掲げられました。



問合せ ▶ 子ども企画課

TEL 228-7104 FAX 228-7106

『令和7年度版 いきいき堺っ子（育児総合ガイドブック）』

令和7年12月発行

編集・発行／

堺市 子ども青少年育成部・健康部・教育委員会

堺市役所 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

TEL 072-233-1101(代表)

行政情報については、各担当課へお問い合わせください。



〈配架資料番号 1-F3-25-0170〉
Aランクの資材のみ使用「紙」ヘリサイクル可